まちづくりに関する調査特別委員会

旧千手小利活用進捗報告

令和4年9月9日 嘉麻市地域整備本部会議

旧千手小学校活用について(令和4年度)

1 経過

令和3年度に実施された地域政策デザインスクールにおいて提案された「昆虫産業都市構想KamaCity6.4」に基づく地域資源の有効活用の一環としての廃校活用

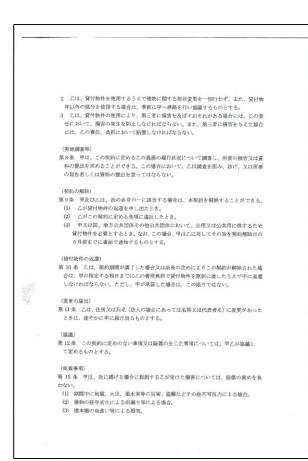
- 2 貸付期間
 - ・令和4年8月1日~令和5年3月31日※貸付延長可能(最長令和6年3月31日まで)
- 3 貸付対象者 国立大学法人九州大学大学院農学研究院附属昆虫科学・新産業創生研究センター
- 4 貸付の目的 標本棚保管庫等
- 5 今後の活用予定 国立大学法人九州大学大学院農学研究院附属昆虫科学・新産業創生研究センター との連携協力に関する協定に基づき、事業推進の拠点の1つとして昆虫ビジネスや 昆虫ミュージアム等としての活用を検討予定。

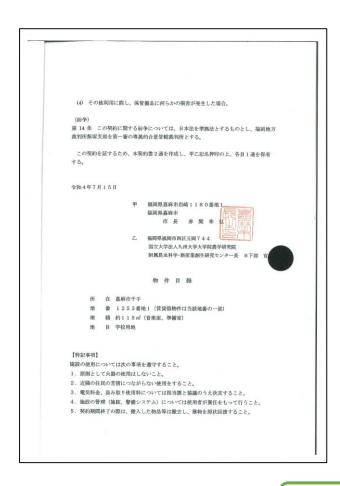
参考資料 賃貸借契約書

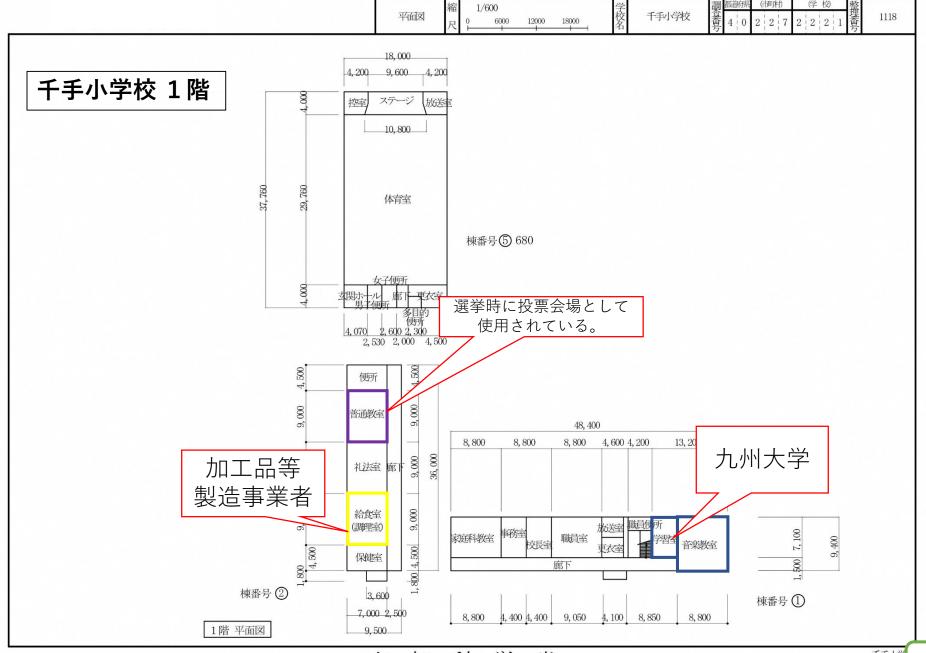
【現状】

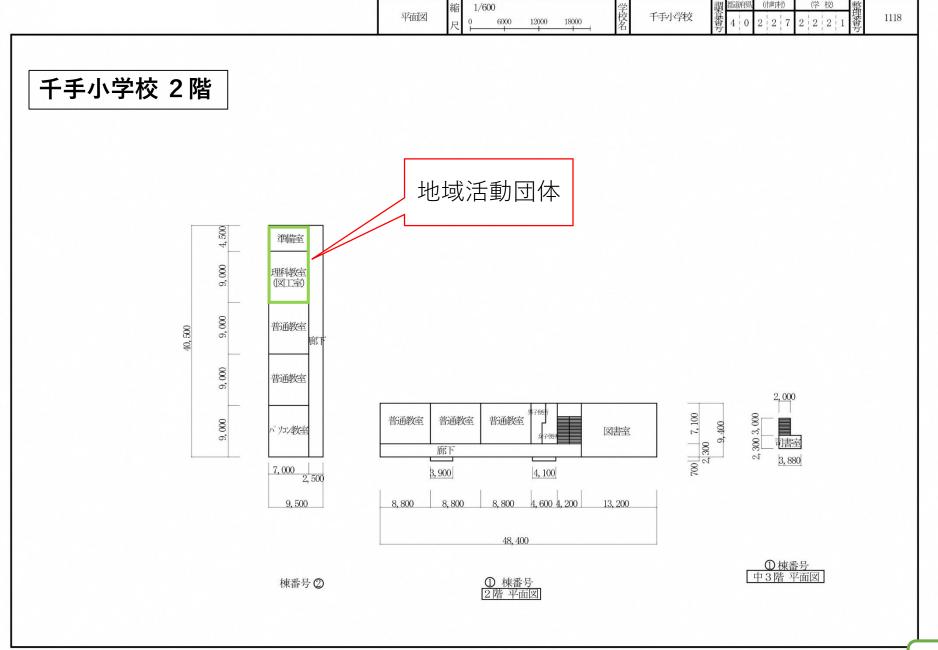
下記のとおり契約締結し、令和4年8月5日に標本保管庫14台搬入済。

賃貸借契約書 賃貸人 嘉麻市 (以下「甲」という。) と賃借人 国立大学法人九州大学大学院農学研究院 附属昆虫科学・新産業創生研究センター (以下「乙」という。)とは、次の条項により旧千手 小学校の賃貸借契約を締結する。 第1条 甲は、末尾物件目録記載の建物(以下「貸付物件」という。)を現状のまま乙に賃 貸し、乙は、これを賃借する。 第2条 乙は、貸付物件において備品(標本棚保管庫等)を保管する目的として使用したけ ればならず、他の目的に使用してはならない。 (貸付期間及び更新) 第3条 貸付の期間は、令和4年8月1日から令和5年3月31日までとする。 2 前項の期間が満了した際に、甲乙ともに貸付物件の返還について申し出ない限り、こ の契約は同一条件で1年間更新するものとし、令和6年3月31日を期限とする。 第4条 貸付料は、甲、乙が別途締結する嘉麻市と国立大学法人九州大学大学院農学研究 院附属昆虫科学・新産業創生研究センターとの連携協力に関する協定を条件に無償とす (権利の無断譲渡等の禁止) 第5条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の全部又は一部に係る賃借権を第三者に譲渡 し、又は転貸してはならない。 第6条 乙は、貸付物件に、新たに建物等工作物を築造することはできない。 2 乙は、貸付物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲 げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。又は暴力団若しくは暴力団員と密 接な関係を有する者に使用させてはならない。 第7条 乙は、貸付物件及び貸付物件の周辺環境を善良な管理者の注意をもって、維持管









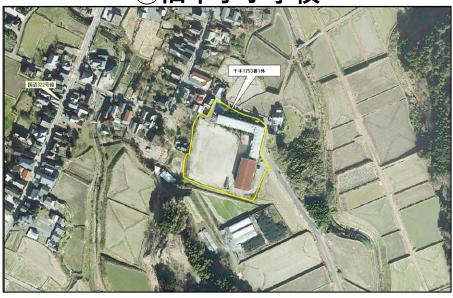
4

旧千手小学校活用について

- 1 経過
 - · 令和 3 年 1 0 月 利活用公募開始
 - ・複数の事業者から問い合わせ等があり
 - ・内容等を庁内で協議し、以下のとおり貸付予定
- 2 貸付期間
 - ・令和4年4月1日~令和5年3月31日の1年間※貸付延長可能(最長令和6年3月31日まで)
- 3 貸付対象
 - ①加工品等製造事業者 ・・・ 借用希望物件:給食室
 - ②地域活動団体・・・・ 借用希望物件:理科室(物品倉庫として)
- 4 その他 その他の教室等について利活用が可能な状態でありますので、引続き利活用 を図っていく予定です。

売却情報掲載物件の追加について

11日千手小学校



千手小学校活用スケジュール

旧千手小学校の活用について

※令和3年9月まちづくりに関す る調査特別委員会 報告資料

(再掲) 旧千手小学校活用募集

- (1)活用要件 企業誘致等による地域住民の雇用等、市 の活性化に資する内容が見込まれること。 地域の同意が得られること。
- (2)契約内容 土地貸付(建物は無償貸付) 貸付対象面積 約2,600㎡ (校舎敷地及び駐車場)
- (3)貸付期間1年間 令和5年度まで(年度更新)※令和5年度までは売却も視野に検討
- (4)貸付条件 全体貸付または部分貸付 (部分貸付の場合は費用について面積按分)

	R 3年度										R4年度		R 5年度		R6年度		R7年度	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1. 貸付条件整理																		
2. 事業者の公募						>					市の活性化に寄与する用途に活用する事業者の提案内							
3. 提案内容選考委員会											□ に沿用。		の灰条内					
4. 地域への説明	まちづくりに関する調査特別委員会に報告																	
5. 契約行為	重	行 別	安貝	云に	報音													
6. 貸付期間											4 ····	••••	4 ·····	••••				
7. 除却工事設計																		
8. 除却工事																		

- ①賃借期間は1年間(継続確認)
- ②最終貸付年度は令和5年度まで (売買契約について協議)
- ③合併特例債期限内に除却 (令和7年度)
- ④所管課について 利活用物件と して管財課から地域活性推進課 へ所管替えを行う。
- ⑤管理予算について 令和3年度 は管財課、令和4年度から地域 活性推進課 6